

議案第 9 1 号

渋川市ふるさと文化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 2 1 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市ふるさと文化基金条例の一部を改正する条例

渋川市ふるさと文化基金条例（平成 3 1 年渋川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「文化遺産の保存、伝承及び活用を図る」を「文化の継承及び学びの充実を図り、ふるさと渋川を愛する人づくりに資する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

設置目的を見直し、より幅広く基金を活用するため、所要の改正をしようとするものである。

